

11 金融サービス

石川直樹⁺
高宮雄介[・]

I. 概要 [#]

A) 定義 (11.1 条)

「国境を越える金融サービスの貿易」又は「国境を越える金融サービスの提供」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。但し、一の締約国の領域内の投資財産による当該一の締約国の領域における金融サービスの提供を含まない（以下略）^{*}。

「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助的なサービスをいう。

B) 適用範囲 (11.2 条)

本章の規定は、(a)他の締約国の金融機関、(b)当該締約国の領域内にある金融機関に投資する他の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産、(c)国境を越える金融サービスの貿易、にかかる、締約国が採用し、又は維持する措置について適用される (11.2 条 1) ^{*}。9 章（投資）及び 10 章（国境を越えるサービスの貿易）の規定は、本章に定める一定の場合にのみ、本章の適用を受ける措置について適用される (11.2 条 2)。但し、国境を越える金融サービスの貿易は、9 章（投資）が規定する投資家と国との間の紛争解決の対象とはならない (11.2 条 2(b)注 2)。本章の規定は、原則として、(a)公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス、(b)当該締約国の勘定のために、その保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービスには適用しない(11.2 条 3)。本章の規定は、金融サービスの政府調達、国境を越える金融サービスの提供に係る補助金又は贈与については適用しない (11.2 条 4 及び 5) 等。

C) 内国民待遇 (11.3 条) ^{*}

各締約国は、他の締約国の投資家及び金融機関並びに他の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及び金融機関等並びに自

⁺ いしかわ なおき／森・濱田松本法律事務所弁護士
[・] たかみや ゆうすけ／森・濱田松本法律事務所弁護士
[#] ^{*} = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（11.3 条 1、3）。地域政府に関しては、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国の投資家及び金融機関並びに当該締約国の投資家が金融機関について有する投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする（11.3 条 3）。締約国は、11.6 条（国境を越える貿易）1 に規定する内国民待遇に係る義務の適用上、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、同様の状況において自国の金融サービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（11.3 条 4）等。

D) 最恵国待遇（11.4 条）

各締約国は、他の締約国の投資家及び金融機関、他の締約国の投資家が金融機関について有する投資財産並びに国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及び金融機関、他の締約国又は非締約国の投資家が金融機関について有する投資財産、並びに国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国又は非締約国のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える（11.4 条 1）。上記の待遇には、国際的な紛争解決のための手続又は仕組みを含まない（11.4 条 2）等。

E) 金融機関の市場アクセス（11.5 条）*

いずれの締約国も、他の締約国の金融機関又は他の締約国の金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、(a) (i)金融機関の数、(ii)金融サービスの取引総額若しくは資産総額、(iii)金融サービスの事業の総数若しくは金融サービスの総産出量、若しくは(iv)雇用される人数、にかかる制限を課する措置、又は(b)金融機関がサービスを提供する事業体の形態を制限し若しくは要求する措置を採用し、又は維持してはならない。

F) 国境を越える貿易（11.6 条）

各締約国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、内国民待遇を確保しつつ、附属書 11-A（国境を越える貿易）に記載する金融サービスを提供することを許可する（11.6 条 1）。各締約国は、自国の国民等が、自国以外の締約国の領域内に所在する、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者から、金融サービスを購入することを許可するが、同義務は、締約国に対し、当該国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、当該締約国の領域における営業又は勧誘を許可することを要求するものではない（11.6 条 2）。締約国は、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者等に対し、登録または認可を要求することができる（11.6 条 3）等。

G) 新たな金融サービス (11.7 条)

各締約国は、他の締約国の金融機関に対し、同様の状況において法令の制定や修正を要することなく自国の金融機関に対し提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する。その際、締約国は、11.5 条（金融機関の市場アクセス）(b)の規定にかかわらず、新たな金融サービスを提供する形態を決定し、許可の取得を要求することができ、新たな金融サービスの提供について許可の取得を要求する場合には、当該許可を与えるかどうかを合理的な期間内に決定するものとし、信用秩序の維持を理由とする場合に限り、当該許可を拒否することができる。

H) 特定の情報の取扱い (11.8 条)

本章の規定は、締約国に対し、金融機関等の個々の顧客の金融上の事項及び勘定に関連する情報等を提供し、又はアクセスすることを認めることを要求するものではない。

I) 経営幹部及び取締役会 (11.9 条)

締約国は、他の締約国の金融機関に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部その他の重要な職責を有する者として任用することを要求してはならない(11.9 条 1)。締約国は、他の締約国の金融機関の取締役会の構成員の半数以上について、当該締約国の国民等で構成されることを要求してはならない (11.9 条 2)。

J) 適合しない措置 (11.10 条) *

11.3 条（内国民待遇）、11.4 条（最恵国待遇）、11.5 条（金融機関の市場アクセス）、11.6 条（国境を越える貿易）及び 11.9 条（経営幹部及び取締役会）の規定は、(a) これらの規定に適合しない締約国の現行の措置で、附属書 III の自国の表の第 A 節によって規定された措置、(b)当該措置の継続又は即時の更新等には適用しない。また、(a)に規定する措置の改正についても、改正の直前における水準又は本協定の効力が生じた日の水準を低下させない場合には、冒頭記載の各条の規定は適用されない (11.10 条 1) 等。

K) 例外 (11.11 条)

本章及び本協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない (11.11 条 1) *。本章等の規定は、一般に適用される差別的でない措置であって公的機関が金融政策及び関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない(11.11 条 2)。締約国は、本章に組み込まれる 9.9 条（移転）及び 10.12 条（支払及び資金の移転）の規定に拘わらず、金融機関等の安全性、健全性又は財務上の責任の維持に関連する措置を、衡平に、差別的でなく、及び誠実に適用することを通じて、金融機関等から当該金融機関等の提携する会社又は関係を有

する者に対して行われる資金の移転等を防止し、又は制限することができる（11.11 条 3）等。

L) 承認（11.12 条）

締約国は、他の締約国又は非締約国による信用秩序のための措置を本条に定める方法により承認することができる（11.12 条 1）等。

M) 透明性及び特定の措置の実施（11.13 条）

締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進することを約束する（11.13 条 1）。各締約国は、本章の規定が適用される一般に適用されるすべての措置が、合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する（11.13 条 2）。各締約国は、実行可能な範囲内で、(a)自国が採用しようとする規制及びその目的を事前に公表し、(b)利害関係者及び他の締約国に対し、規制の案について意見提出のための合理的な機会を与える（11.13 条 3）。締約国は、最終的な規制を採用するにあたっては、実行可能な範囲内で、規制の案について利害関係者から受領した実質的な意見に対し、書面により回答し（11.13 条 4）、一般に適用される最終的な規制の公表と当該規制の実施日との間に合理的な期間を置くべきである（11.13 条 5）。各締約国は、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、利害関係者が知ることができる方法により、速やかに公表等することを確保する（11.13 条 6）。各締約国は、本章の適用対象となる一般に適用される措置について利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設置する（11.13 条 7）。各締約国の規制当局は、金融サービスの提供に関連する申請のための要件（必要書類を含む。）を公に入手可能なものとし（11.13 条 8）、申請者の要請に応じ、申請の処理状況を申請者に通知するとともに、申請者から追加的な情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知する（11.13 条 9）。締約国の規制当局は、他の締約国の金融機関等による金融サービスの提供に関する不備のない申請については、120 日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し速やかに当該決定を通知し、120 日以内の決定が実行可能でない場合には、不当に遅滞することなく当該申請者に通知したうえで合理的な期間内に決定を行うよう努める（11.13 条 10）。当該申請を拒否した規制当局は、申請者の要請に応じ、実行可能な範囲で、拒否の理由を通知する（11.13 条 11）等。

N) 自主規制団体（11.14 条）

締約国は、他の締約国の金融機関等に対し、自国の領域において金融サービスを提供する等のため、自主規制団体の構成員となり、当該自主規制団体に参加し、又は利用することを要求する場合には、当該自主規制団体が 11.3 条（内国民待遇）及び 11.4 条（最恵国待遇）に定める義務を遵守することを確保する。

O) 支払及び清算の制度 (11.15 条)

各締約国は、自国の領域において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度等の利用を認める（当該各締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることは含まない。）。

P) 保険サービスの迅速な利用可能性 (11.16 条)

締約国は、免許を有するサービス提供者による保険サービスの提供を迅速化するため規制に関する手続を維持し、及び策定することの重要性を認める。当該手続には、商品が合理的な期間内に不承認とされない場合に当該商品の導入を承認すること、個人向けの保険又は強制保険以外の保険の種類について、商品の承認又は許可を要求しないこと、商品を導入する回数又は頻度に係る制限を課さないことを含めることができる。

Q) 管理部門の機能の遂行 (11.17 条)

締約国は、自国の領域内の金融機関に係る管理部門の機能を当該金融機関の本社若しくは関連会社又は無関係なサービス提供者（自国の領域内又は領域外のいずれに所在するかを問わない。）が遂行することが当該金融機関の効果的な管理及び効率的な運営にとって重要であることを認める。締約国は、金融機関に対して当該機能に適用される国内的な要件の遵守を確保することができるが、当該機能の遂行について恣意的な要件を課することを避けることの重要性を認める（11.17 条 1）。前項のいかなる規定も締約国が自国の領域内の金融機関に対して一定の機能を保持することを要求することを妨げるものではない（11.17 条 2）。

R) 特定の約束 (11.18 条)

附属書 11-B には各締約国による特定の約束を定める。同附属書の内容については後記（注：追って追記）。

S) 金融サービスに関する小委員会 (11.19 条)

締約国は、金融サービスに関する小委員会を設立する（11.19 条 1）。同小委員会は、本章の規定の実施及び改善についての監視、締約国が付託する金融サービスに関する問題についての検討、11.22 条（金融サービスにおける投資紛争）の規定に従った紛争解決手続への参加を行う（11.19 条 2）等。

T) 協議 (11.20 条)

締約国は、本協定の下で生ずる事項であって金融サービスに影響を及ぼすものについて、他の締約国に対して書面により協議を要請することができ、当該他の締約国は、その協議を行うことの要請に対し好意的な考慮を払う（11.20 条 1）等。

U) 紛争解決（11.21 条）

28 章（紛争解決）の規定は、本条の規定により修正された上で、本章の規定の下で生ずる紛争の解決について適用する（11.20 条 1）。28.9 条（パネルの構成）の規定は、締約国が本章の規定の下で紛争が生ずると主張する場合について、一定の要件のもとで適用する（11.20 条 2）。本章の規定の下で生ずる紛争に関するパネルの構成員は、28.9 条（パネルの構成員の資格）1(b)から(d)までに定める要件に加え、金融サービスに関する法令又は実務（金融機関に関する規制を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする（11.20 条 3）等。

V) 金融サービスにおける投資紛争（11.22 条）

締約国の投資家が、金融機関、金融市場又は金融商品の規制又は監督に関する措置に不服を申し立てるため 9 章（投資）B 節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託する場合には、仲裁人の任命に当たっては、金融サービスに関する法令又は実務についての特定の候補者の専門知識又は経験を考慮に入れるものとする（11.22 条 1）。締約国の投資家が、9 章（投資）B 節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託し、被申立人が、11.11 条（例外）の規定を抗弁として援用する場合には、被申立人は、仲裁廷が定める期限以前に、申立人の締約国の金融サービスに責任を負う当局に対し、11.11 条（例外）の規定等が請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについての被申立人の当局及び申立人の締約国の当局による共同での決定の要請を提出する（11.22 条 2）等。

II. 解説・コメント

《総論》 本章は、銀行、保険をはじめとする金融サービス分野について、締約国の市場開放及び共通ルールの確立による参入障壁の低減等を定めている。TPP 締約国の中には、自国の金融サービスの保護の観点から、外国の金融機関に対し、出資比率や支店数といった事業の運営に関し、一定の制限を設ける例がみられるが、本章により、そうした制限は長期的に緩和又は撤廃され、国内金融機関による海外進出が容易になることが予想される。一方、わが国については、WTO の枠組の中で 1997 年に任意の約束として合意された「金融サービスに係る約束に関する了解」に基づく約束を行っていることに加え（金融了解に基づく自由化義務は 1999 年に発効）、日本国内の金融サービス市場は既に相当程度自由化

されていることから、本章の定めによって国内の金融サービス市場に大きな影響が生じる可能性は低い。

《定義及び適用範囲》 わが国がこれまで締結した EPA で金融サービス章又は金融サービスに係る附属書を有するもののうち、「国境を越える金融サービスの貿易」の定義を置くものとしては、唯一、[日メキシコ EPA](#)（112 条(b)）が挙げられる。本章においても、日メキシコ EPA においても、投資財産によって行われる締約国の領域における金融サービスの提供（「業務上の拠点を通じての金融サービス提供」に相当する。）は、「国境を越える金融サービスの貿易」又は「国交を越える金融サービスの提供」から定義上明示的に除かれている。本章 11.2 条 1 は、「当該締約国の領域内にある金融機関に投資する他の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産」を、「国境を越える金融サービスの貿易」と共に適用範囲に含めつつ（同様の規定として日メキシコ EPA107 条 1）、実体的義務規定において両者を区別して取り扱う（例えば、本章 11.6 条はもっぱら国境を越える金融サービスの提供に関する規定である。）ことにより、義務の適用範囲の明確化をはかったものと評価できる。

《金融サービス市場の自由化》 11.3 条の内国民待遇の規定、11.5 条の数量制限の禁止の規定等により、締約国は、外国の金融機関に対し、幅広く自国の金融サービス市場への参入を認める義務を負うことになる。現在、ベトナム、マレーシア等の締約国においては、自国の金融機関の保護のためにこれらの規定に適合しない措置がとられているが、こうした措置は 11.10 条に基づき、長期的に緩和又は撤廃されることになる（TPP 協定締結に伴いとられる措置を含む、各締約国の適合しない措置の概要については後記（※追って追記）。

《例外》 信用秩序の維持のための措置（いわゆる「プルデンシャル規制」）につき、本章 11.11 条 1 は、当該措置の説明として、「投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。」との表現を置くが、かかる表現は、わが国がこれまで締結した EPA にも多くみられる（例：[日インド EPA 附属書 4](#)（金融サービス）第 2 節 1。同旨の規定として [日モンゴル EPA 附属書 4](#)（金融サービス）3 条 1 等。）。他方、本章 11.11 条 1 は、かかる説明に加え、注 1 において、「締約国は、『信用秩序の維持』には、個々の金融機関又は国境を越えて金融サービスを提供するサービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び営業上の健全性の維持を含むことを了解する。」との規定をおくところ、これはわが国の EPA にこれまでみられなかった規定である。

《国内法上の対応》 本章に定められた内容に関し、日本では国内法上特段の法律改正は検討されていない（内閣官房 TPP 政府対策本部「[TPP 協定締結に伴い法律改正の検討を要する事項](#)」（平成 27 年 11 月 5 日）参照）。

III. 備考および更新情報

近日中に附属書概要を追加の上、I. 概要及び II. 解説・コメントのいずれについても随時修正を行う。